

(3) 新規参入者に対する支援等の実施状況（就農後）

ア 普及指導センターにおける新規参入者に対する支援等の実施状況

【制度等】

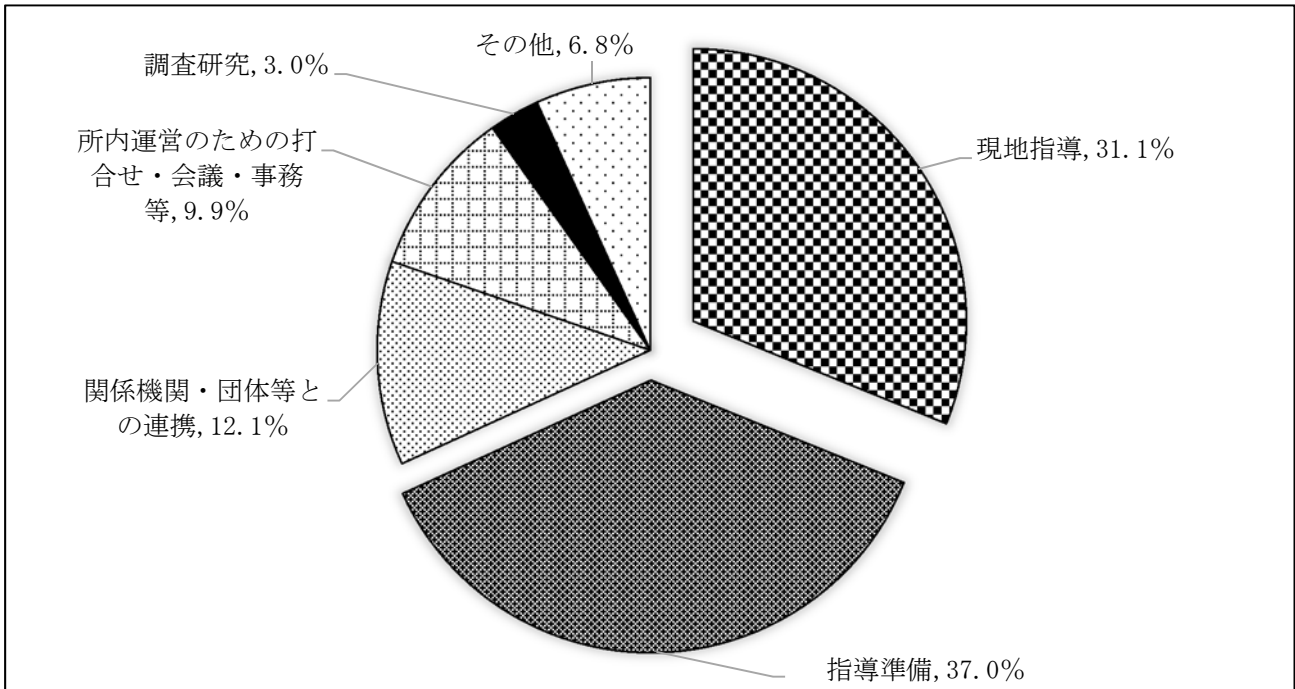
（普及指導センターの設置等）

農業改良助長法第 8 条第 1 項の規定に基づき、都道府県には、協同農業普及事業を実施するため、普及指導員が置かれている。また、同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、都道府県には、農業生産方式の合理化、農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行う組織である普及指導センターが設置されている（資料 2-(3)-ア-①参照）。

協同農業普及事業とは、都道府県の専門の職員（普及指導員）が直接農業者に接して前述の普及指導に関する支援を行う事業のことである。具体的には、農業生産性の向上や農畜産物の品質向上のための技術支援、効率的・安定的な農業経営のための支援、農村生活の改善のための支援等が実施されている。このため、全国の普及指導センター等に約 7,350 人の普及指導員等が配置されている。

また、普及指導員による農業者に対する具体的な指導方法としては、農業改良助長法第 8 条第 2 項第 2 号において、「巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催その他の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行う」とされている。この農業者に対する普及指導については、図表 2-(3)-ア-①のとおり、現地指導及び指導準備で活動の約 7 割を占めている。

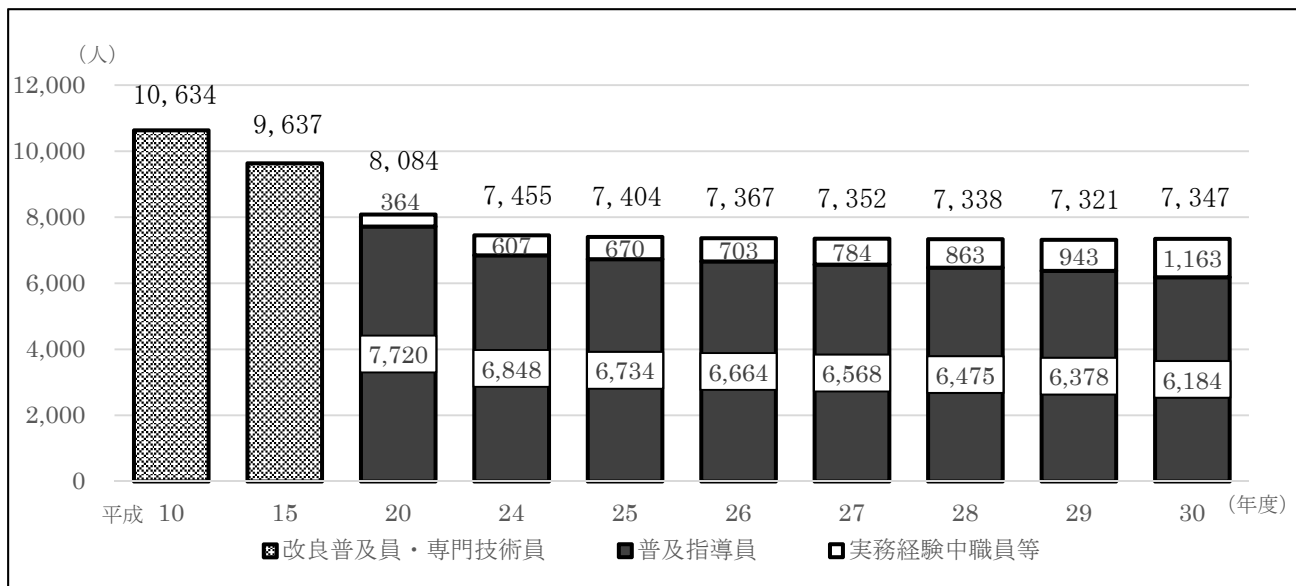
図表 2-(3)-ア-① 普及指導員の現地活動時間の内訳



(注) 農林水産省の普及事業のあり方検討会（平成 23 年 1 月 26 日）資料による。

なお、全国の普及指導員等数については、図表 2-(3)-ア-②のとおり、近年はほぼ横ばいで推移しているものの、長期的にみると減少傾向となっている。

図表 2-(3)-ア-② 普及指導員等数の推移（全国）



- (注) 1 農林水産省の資料（協同農業普及事業をめぐる情勢 生産局技術普及課）による。
- 2 数値は各年度末の設置数となっている（ただし、平成 30 年度は年度当初の設置数）。
- 3 平成 16 年度までの普及職員の資格試験は、改良普及員と専門技術員の二つが実施されていたが、平成 16 年 5 月に改正された農業改良助長法に基づき、都道府県に置く普及職員が「普及指導員」に一元化されたことに伴い、平成 17 年度からは、これら二つの資格試験を廃止し、新たに「普及指導員資格試験」を国が実施しており、改良普及員又は専門技術員となっていた者は、普及指導員資格試験に合格した者とみなされている。
- 4 実務経験中職員等とは、実務経験が不足しており、いまだ普及指導員資格試験に合格していない（普及指導員資格試験の受験には、大学等を卒業後、一定の実務経験が必要）ものの、普及指導センター等で、普及指導の実務を担当している者を示す。

#### （普及指導センターにおける新規参入者に対する支援の概要）

「協同農業普及事業の運営に関する指針」（平成 27 年農林水産省告示第 1090 号）において、普及指導センターは、就農希望者が円滑に就農し、地域への定着が図られるよう、青年農業者等育成センター等との連携、市町村等の協力を得て、就農の前後にわたる継続的な支援を行うこととされている。また、同指針においては、普及指導活動について、取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化するとともに、普及指導活動の対象者については、新規参入者等に重点化することとされている。

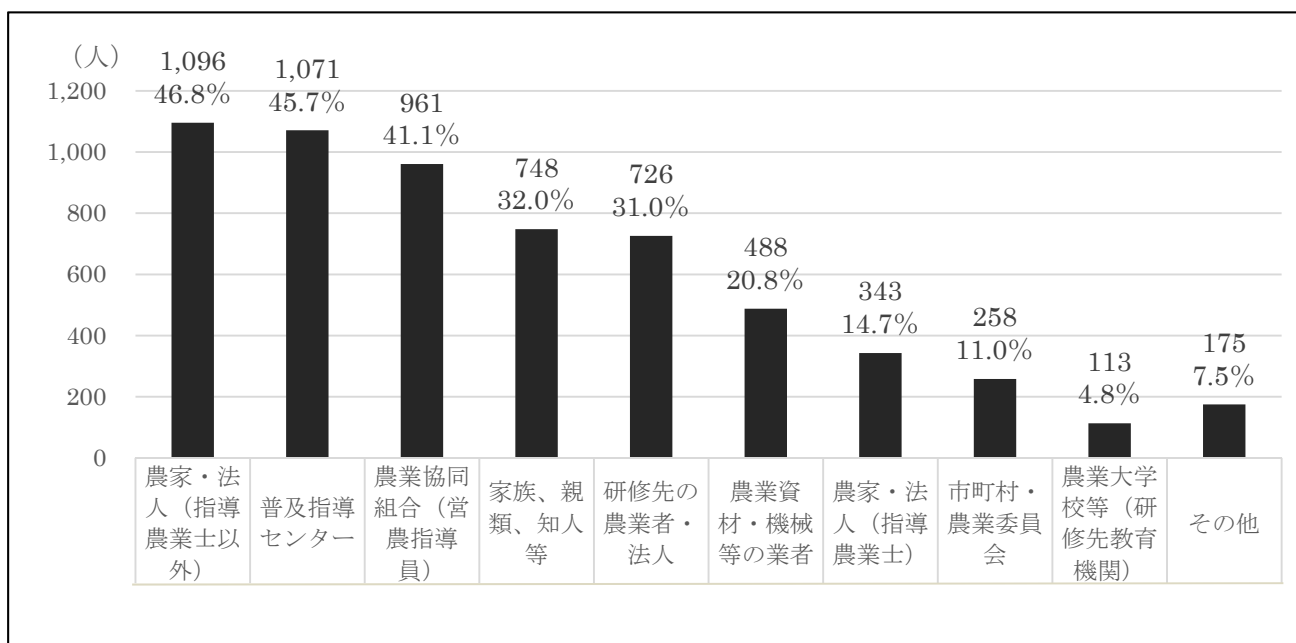
さらに、「協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）」（平成 27 年 5 月 14 日付け 27 生産第 519 号農林水産省生産局長通知。一部改正平成 29 年 5 月 25 日 29 生産第 488 号）では、協同農業普及事業において重点的に推進する取組の一つとして、「新規就農者

及び農業に新規参入する者の確保及び定着や、次世代を担う農業者になるための技術・経営力の向上等による経営発展に対する支援」が示されている（資料2-(3)-ア-②参照）。

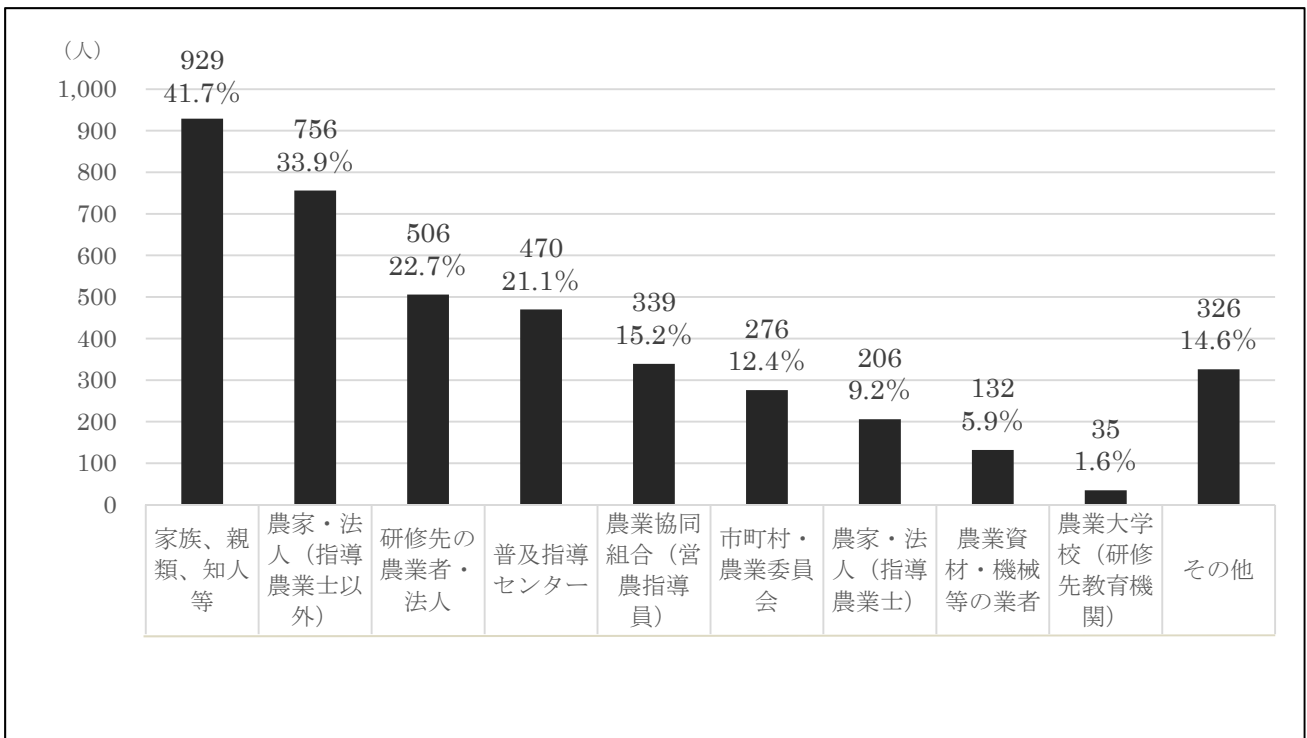
### （新規参入者の就農後の相談先）

「新規就農者の就農実態に関する調査結果－平成28年度－」によると、図表2-(3)-ア-③のとおり、新規参入者における就農後の相談先のうち、栽培技術に関しては、「農家・法人（指導農業士以外）」（46.8%）が最も多く、次いで普及指導センター（45.7%）、農業協同組合（営農指導員）（41.1%）、「家族、親類、知人等」（32.0%）、「研修先の農業者・法人」（31.0%）等となっている。また、経営・販売に関しては、「家族、親類、知人等」（41.7%）が最も多く、次いで「農家・法人（指導農業士以外）」（33.9%）、「研修先の農業者・法人」（22.7%）、普及指導センター（21.1%）となっている。これらを踏まえると、新規参入者にとって、その近隣で営農しているとみられる農家・法人や家族、親類、知人等とともに、栽培技術及び経営・販売に関して、普及指導センターは身近な相談先の一つとなっていると考えられる。

図表2-(3)-ア-③ 新規参入者の就農後の相談先  
（栽培技術関係）



(経営・販売関係)



(注) 1 「新規就農者の就農実態に関する調査結果—平成 28 年度—」に基づき、当省が作成した。

2 就農してからおおむね 10 年以内の新規参入者のうち、栽培技術関係の相談先について回答のあった 2,341 人、経営・販売関係の相談先について回答のあった 2,230 人について示したものであるが、いずれも回答は複数回答となっていることから、合計とは一致しない。

**【調査結果】**

今回、18 都道府県管内の 35 普及指導センターにおける新規参入者を中心とした新規就農者 (以下、本細目において「新規参入者等」という。) に対する就農後の支援等の実施状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。

**(35 普及指導センターにおける新規参入者等に対する巡回指導の取組)**

普及指導センターにおける最も典型的な新規参入者等に対する指導方法である巡回指導について、調査対象とした 35 普及指導センターにおける新規参入者等に対する就農後の指導・助言等の実施状況等をみると、図表 2-(3)-ア-④のとおり、20 普及指導センターでは巡回指導を手厚く実施するなど、重点的に指導等の対象とする新規参入者等 (以下「重点指導対象農家」という。) を選定している一方、15 普及指導センターでは、特段の重点化を行わずに対応している状況となっている。また、重点指導対象農家を選定している 20 普及指導センターの中には、定期的な巡回指導を全ての新規参入者等に対して実施 (重点指導対象農家以外については頻度を下げて実施) しているセンターがある一方、新規参入者等の要請がある場合のみ対応するなど、定期的な巡回指導を必ずしも全ての新規参入者等に対して実施していない普及指導センターもあり、その運用は区々となっている。

前述のとおり（図表 2-(3)-ア-②（再掲）参照）、普及指導員数は長期的にみると減少傾向となっていることを踏まえると、「協同農業普及事業の運営に関する指針」に示されているとおり、指導等の必要性が高い者に支援を重点化していくことが重要と考えられる。

図表 2-(3)-ア-④ 普及指導センターにおける重点指導対象農家の選定の有無及び巡回指導の実施状況

重点指導対象農家を選定している	重点指導対象農家以外の者への巡回指導の実施状況	
	重点指導対象農家より頻度は低いものの定期的な巡回指導を実施	11 普及指導センター
	要請がある場合のみ現地に赴くなど、定期的な巡回指導の対象としていない（又は定期的な巡回指導の対象にならない者がいる）	9 普及指導センター
重点指導対象農家を選定していない	15 普及指導センター	

（注） 当省の調査結果による。

また、調査対象とした 35 普及指導センターのうち、重点指導対象農家を選定している 20 センターの選定基準の内容をみると、図表 2-(3)-ア-⑤のとおり、個別の農家の経営状況等から支援の必要性を考慮して選定している例がある一方で、個別的な支援の必要性等を考慮することなく一定の選定基準に沿って画一的に選定している例もみられた。後者の画一的な選定を行っている普及指導センターの中には、専ら普及指導センターが開催する講習会の受講生を選定するなど、必ずしも指導等の必要性が高い者を選定する基準とはなっていないと考えられる例もみられた。

図表 2-(3)-ア-⑤ 普及指導センターにおける重点指導対象農家の選定基準

選定方法の大別	主な選定基準
① 一定の基準を作成した上で、当該基準に該当する者の中から、個別に支援の必要性等を考慮して選定：8 普及指導センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営開始型の資金交付対象者の中から、より一層の経営努力が必要（栽培作物の生産性が低い、就農計画に比べて実施が遅れている、農地の管理に問題があるなどによる）な新規参入者等</li> <li>新規参入者等のうち、就農後 3 年目までの者や経営開始型の資金交付対象者等、技術的にも経営者としても発展途中にある者の中から、経営の安定度合いに応じて毎年見直しつつ 20 人程度を重点指導対象者として選定</li> </ul>
② 個別的な支援の必要性等を考慮することなく一定の選定基準に沿って画一的に選定：12 普及指導センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>就農 5 年目（他に 1 年目、3 年目としている例あり）までの新規参入者等（45 歳以下などの年齢要件を付加している例あり）</li> <li>経営開始型の資金交付対象者</li> <li>普及指導センターが開催する講習会等の受講生</li> </ul>

（注） 当省の調査結果による。

上記の重点対象指導農家の選定方法の大別ごとに、調査対象とした普及指導センター管内の新規参入者に占める離農者数（離農率）をみると、図表 2-(3)-ア-⑥のとおり、個別の農家の経営状況等から支援の必要性を考慮して重点指導対象農家を選定し、重点的な指導・助言を行っている普及指導センター（離農率 3.5%）の方が、個別的な支援の必要性等を考慮することなく一定の選定基準に沿って画一的に重点指導対象農家を選定している普及指導センター（同 4.0%）や、重点指導対象農家を選定していない普及指導センター（同 4.8%）よりも、新規参入者の離農率が低くなる傾向がみられた。このことから、個別の農家の経営状況等から支援の必要性を考慮した上で重点的な支援を行う対象者を選定することにより、新規参入者の一層の定着が期待できると考えられる。

図表 2-(3)-ア-⑥ 普及指導センター管内の新規参入者の離農率

区分	普及指導センター数	離農者数	新規参入者数	離農率
① 個別の農家の経営状況等から支援の必要性を考慮して重点指導対象農家を選定	7 普及指導センター	7 人	201 人	3.5%
② 個別的な支援の必要性等を考慮することなく一定の選定基準に沿って画一的に重点指導対象農家を選定	8 普及指導センター	17 人	422 人	4.0%
③ 重点指導対象農家を選定していない	12 普及指導センター	29 人	608 人	4.8%
合計	27 普及指導センター	53 人	1,231 人	4.3%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当省が調査対象とした 35 普及指導センターのうち、管内における平成 24 年度から 28 年度までの間における新規参入者数及び離農者数を把握できなかった 8 センター（①支援の必要性を考慮して重点指導対象農家を選定している 8 センターのうち 1 センター、②基準に沿って画一的に選定している 12 センターのうち 4 センター、③重点指導対象農家を選定していない 15 センターのうち 3 センター）を除いた 27 普及指導センターの状況を記載している。

これらの普及指導センターによる巡回指導等による指導・助言等に関して、調査対象とした新規参入者に対して意見等を聴取したところ、「栽培している作物の奇形が多い状況が続いており、その原因が分からなかったことから、普及指導員の巡回指導を受けた際に相談したところ、その原因を特定してくれたことで、その後の対策ができた」等の栽培管理面及び「より経営効率を高めるために、現在作付けしていない品種の生産を取り入れてはどうかという提案をいただき実践している」等の経営面に係る指導・助言等がその後の営農に役立っている等とする意見が聴かれており、普及指導員による指導・助言等は、新規参入者の就農後の定着に相当程度寄与していると考えられる（資料 2-(3)-ア-③参照）。

## イ 市町村における新規参入者に対する支援等の実施状況

### 【制度等】

#### (市町村による新規参入者等に対する支援の内容)

項目 2(1)で述べたとおり、市町村は、新規参入者等が作成する青年等就農計画を認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援措置を講ずるものとされている。市町村が認定する青年等就農計画の有効期間については、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号）において、認定をした日から起算して 5 年（既に農業経営を開始した青年等にあつては認定をした日から、農業経営を開始した日から起算して 5 年を経過した日まで）とされている（資料 2-(1)-②（再掲）参照）。

その間、認定新規就農者は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。最終改正平成 30 年 1 月 17 日付け 29 経営第 2814 号。以下「基本要綱」という。）において、自らの計画に記載された目標がどこまで達成されたかを確認し、それを踏まえて翌年以降においてもその計画の達成に向けた取組を着実に進めるため、農業経営指標（注）に基づく自己チェックを毎年行うこととし、その結果を市町村へ提出する（以下「農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出」という。）こととなっている。この提出を受けた市町村においては、必要な場合には、都道府県等の関係機関と連携して認定新規就農者の経営状況の把握や指導・助言等を実施することとされている（資料 2-(3)-イ-①、②参照）。

全国における認定新規就農者の認定状況をみると、図表 2-(3)-イ-①のとおり、平成 30 年 3 月末時点では 10,715 経営体となっており、前年の 8,914 経営体に比して 1,801 経営体（20.2%）の増加となっている。特に、青年層（45 歳未満）が増加しており、前年と比べて 1,396 人（19.0%）増加している。

(注) 「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成 23 年 10 月 25 日食と農林漁業の再生推進本部決定）において策定することとされた「農業経営者を客観的に評価する指標」であり、農業者が経営改善に必要な取組の実施状況や経営データを自らの手でチェックすることで、経営マインドの向上や経営内容の改善を促し、ひいては農業所得の向上等に資することを目的としているもので、①経営改善のためのチェックリスト（農業経営の発展に欠かせない経営管理、生産、販売、財務、労務等に関する 14 の取組について、農業者が自らの現在の取組状況を確認することで、確実な実践を促すことを狙いとするもの）、②経営データの記入フォーム（農業経営の基本となる労働力、農地、生産、財務について税務申告書等を活用しながら自ら記入することで、経営の現状と目標を数値の形で客観的に把握することを狙いとするもの）、③指標による評価結果シート（「取組指標」、「技術指標」及び「財務指標」の 3 つの指標により、現在の経営状況の評価を行い、経営発展の方向性と目標達成への道筋を明らかにすることを狙いとするもの）の 3 点で構成されている。

図表 2-(3)-イ-① 認定新規就農者の認定状況

(単位：経営体、人)

区分	認定新規就農者数	内訳			
		青年(45歳未満)	中高年(45～64歳)	法人	共同申請(夫婦等)
平成 27 年度	6,140	5,199	282	132	527
平成 28 年度	8,914	7,348	490	201	875
平成 29 年度	10,715	8,744	655	260	1,056

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 各年度とも、3月末時点の数値である。

また、市町村は、原則として、45歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者に対し、年間最大150万円を最長5年間交付する国の事業である経営開始型の運用を担当している。この措置は、認定新規就農者となることのメリットの一つとなっている。全国における経営開始型の交付実績をみると、図表 2-(3)-イ-②のとおり、毎年2,000人以上の者が資金交付を受け始めている。直近の平成29年度の実績をみると、i) 交付対象者は、男性83%、女性17%、ii) 営農類型別には、露地野菜が最も多く(28%)、次いで施設野菜(25%)、果樹(16%)の順となっている。

図表 2-(3)-イ-② 平成 24～29 年度における経営開始型の資金交付実績

(単位：件)

年度	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
件数	5,108 (5,108)	7,890 (3,184)	10,090 (2,938)	11,630 (2,593)	12,318 (2,282)	12,672 (2,130)

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 件数の( )内の数は、当該年度に交付開始となった数を示す。

経営開始型の資金交付対象者は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。最終改正平成30年8月2日付け30経営第1053号。以下「事業実施要綱」という。)において、交付期間中は、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の営農実績や労働力、前年の所得(7月報告のみ)を記載した就農状況報告及び添付資料(作業日誌、決算書等)を交付主体である市町村に提出する(以下「就農状況報告」という。)ことが求められている。

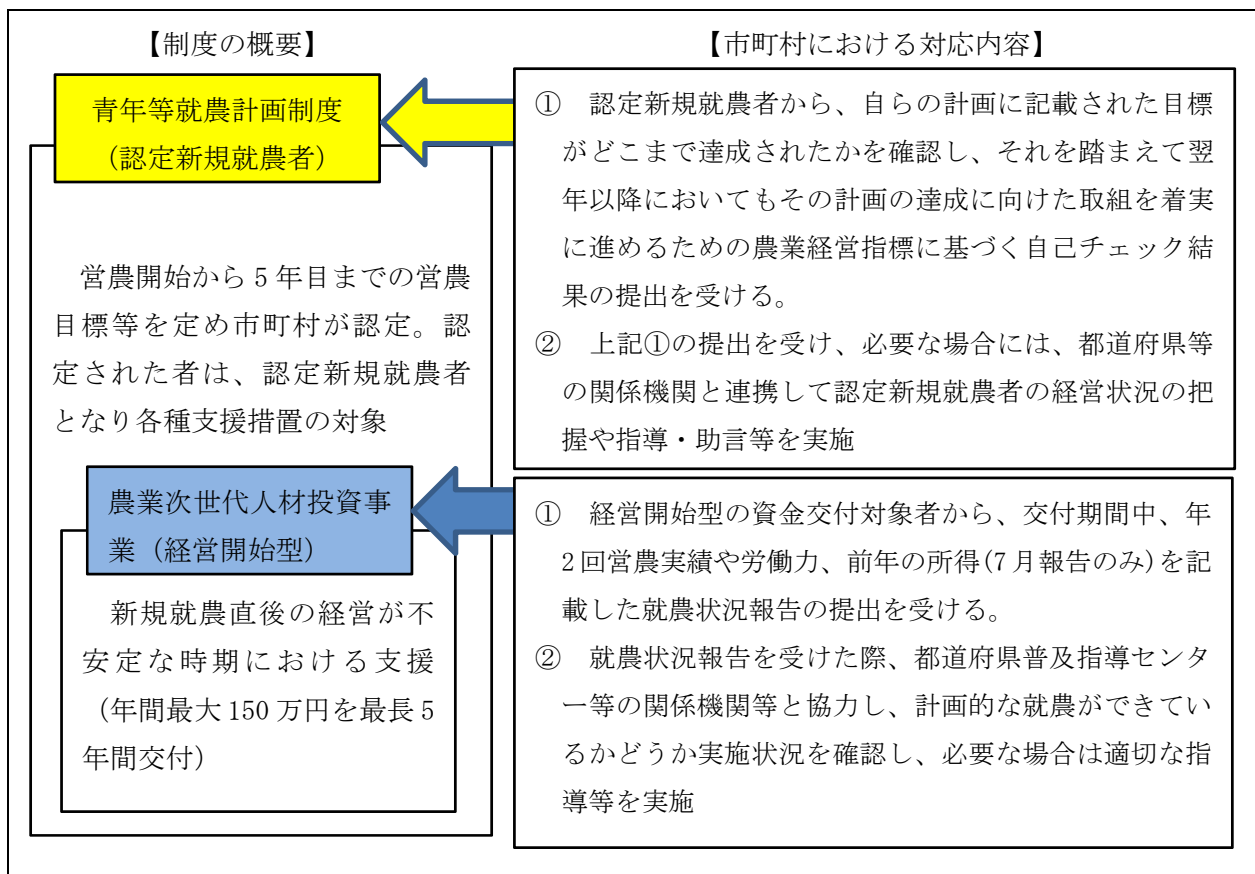
市町村においては、事業実施要綱に基づき、就農状況報告を受けた際は、都道府県普及指導センター等の関係機関等と協力し、計画的な就農ができているかどうか実施状況を確認するとともに、必要な場合は適切な指導等を行うこととされている(資料 2-(3)-イ-③、④参照)。

この認定新規就農者に求められている農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出と、経営開始型の資金交付対象者に求められている就農状況報告については、図表 2-(3)-イ-③のと



おり、対象者が異なる（認定新規就農者か、経営開始型資金交付対象者か）ものの、営農実績（作付面積、販売金額等）、労働力（農業従事者、従事日数等）、所得を報告内容とするなど、営農状況を確認するという点においては共通している。一方、認定新規就農者に求められている農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出では、i) 農業経営の発展に欠かせない経営管理、生産、販売・加工、財務、労務等に関する取組指標（生産コストの管理や労働環境の改善に係る取組など）について自身の達成状況を確認できること、ii) 自身の営農状況と同じ作業をしている他の農家の水準との比較（単位当たりの収穫量、土地生産性等）等が可能（一部の品目を除く。）となっているのに対し、経営開始型の就農状況報告の場合はこのような機能はないという点に相違がある。

図表 2-(3)-イ-③ 市町村における青年等就農計画制度及び経営開始型の運用に伴う新規参入者等への対応内容



(注) 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

このように、市町村は、青年等就農計画制度や経営開始型の運用を通じて、就農後の新規参入者等に対して指導等を行うこととされている。また、前述のとおり（図表 2-(3)-ア-③（再掲）参照）、栽培技術及び経営・販売について、市町村に相談するとしている新規参入者も1割強存在する。これらを踏まえると、市町村は、普及指導センターとともに、就農後の新規参入者に対する定着支援に関して重要な役割を担っていると考えられる。

## 【調査結果】

### (35 市町村における新規参入者等に対する支援等の取組)

前述のとおり、市町村は、新規参入者等に対して、青年等就農計画制度や経営開始型の運用を通じて各種の支援等を実施している。今回、35 市町村における新規参入者を含む認定新規就農者に対する支援状況等を調査した結果、図表 2-(3)-イ-④のとおり、基本要綱において認定新規就農者に求められている農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出について、提出を受ける運用としているのは調査対象 35 市町村のうち 9 市町村にとどまっている。また、当該 9 市町村のうち 3 市町村は、認定新規就農者に対し、認定時に農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出について説明等しているが、提出実績はなく、提出がない者に対し提出するよう働きかけ等も実施していないため、実質的に取組が行われていない状況となっている。

上記以外の 26 市町村においては、認定新規就農者のうち経営開始型の資金交付対象者に対して、事業実施要綱で求められている就農状況報告は受けているものの、経営開始型の資金交付を受けていない認定新規就農者からは、基本要綱で求められている農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出やそれを受けた指導・助言等を行う運用となっていない状況がみられた。その主な理由としては、i) 農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出及びそれに基づく指導等を行うことが求められていることを承知していなかった、ii) 経営開始型の資金交付対象者が多く、それに係る業務量が膨大なため、経営開始型の資金交付対象者以外の認定新規就農者に対し報告を求めることまでは行っていなかった、iii) 経営開始型の資金交付を受けていない者に対し報告を求めることは認定新規就農者の負担であり、かつ、どのような方法で報告を徴収するのが難しい、等が挙げられている。ただし、当該 26 市町村のうち 5 市町村は、認定新規就農者が全て経営開始型の資金交付対象者となっており、結果的に、認定新規就農者の全てから経営開始型に基づく就農状況報告を受け、それに基づく指導・助言等は行われることとなっている。

また、認定新規就農者から農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出を受け、それに基づく指導・助言等を行っている 11 市町村（認定新規就農者全員が経営開始型資金交付対象者である市町村を含み、図表 2-(3)-イ-④の i) 及び iii) に該当する市町村）と、農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出を受けておらず、それに基づく指導・助言等を行っていない 24 市町村（図表 2-(3)-イ-④の ii) 及び iv) に該当する市町村）における新規参入者に占める離農者数（新規参入者の離農率）については、前者の 11 市町村の離農率が 4.1%（離農者 7 人／新規参入者 172 人）であるのに対し、後者の 24 市町村の離農率は 5.2%（離農者 33 人／新規参入者 632 人）となっており、農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出を受け指導・助言等が行われている市町村の方が、新規参入者がより定着している傾向がみられた。

図表 2-(3)-イ-④ 調査対象 35 市町村における認定新規就農者からの農業経営指標に基づく自己チェック結果の受領状況

区分		該当市町村数	新規参入者に占める 離農者数 (離農率)
認定新規就農者から農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出を受けることとしている市町村 (9 市町村)	i) 左の運用が適切に行われている市町村	6 市町村	4 人/99 人 (4.0%)
	ii) 左の運用が適切に行われていない市町村	3 市町村	3 人/58 人 (5.2%)
認定新規就農者から農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出を受けない市町村 (26 市町村)	iii) 認定新規就農者が全て経営開始型資金交付対象者である市町村	5 市町村	3 人/73 人 (4.1%)
	iv) 認定新規就農者の中に経営開始型資金交付対象者ではない者が含まれている市町村	21 市町村	30 人/574 人 (5.2%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 上記 ii) の 3 市町村は、いずれも認定新規就農者の中に経営開始型資金交付対象者ではない者が含まれており、当該者からは定期的な報告がなされていない状況となっている。

調査対象とした 35 市町村における認定新規就農者 895 人 (平成 29 年 12 月時点) のうち経営開始型の資金交付を受けていない者は 131 人いるところ、このうち、農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出を受けていない 22 市町村 (図表 2-(3)-イ-④の ii) 及び iv) に該当する 24 市町村のうち 2 市町村 (注) を除く。) の 92 人 (認定新規就農者の 10.3%) については、当該市町村への農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出が実施されておらず、それに基づく必要な助言等が受けられない状況となっている。

(注) 経営開始型の資金交付を受けていない認定新規就農者から農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出を受けていない 24 市町村のうち、2 市町村では、認定新規就農者としての農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出は受けていないものの、新規参入者等を含む全就農者を対象とした月 2 回の巡回指導又は全ての認定新規就農者を対象とした年 2 回の面談を行い、必要な指導・助言等を実施している。

なお、認定新規就農者からの農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出が適切に行われている市町村 (図表 2-(3)-イ-④の i) に該当する 6 市町村) については、図表 2-(3)-イ-⑤のとおり、認定新規就農者でもあり経営開始型資金交付対象者でもある者に対して、青年等就農計画に基づく農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出と経営開始型に係る就農状況報告の両方の報告を求めている市町村と、いずれか一方の報告で足りるとしている市町村とに分かれている。

これは、基本要綱において、「農業経営指標に準じた指標を用いる等により適切なフォローアップを実施することとしている場合には、そのような方法でフォローアップを実施すること

も差し支えありません。」とされているものの、経営開始型に係る就農状況報告がこの適切なフォローアップに該当するか否かについて、農林水産省から市町村等に対し明確に示されていないことによるものと考えられる。

図表 2-(3)-イ-⑤ 認定新規就農者から農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出を受けている市町村の取組例

No.	内容
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青年等就農計画認定事務処理要領に基づき、農林水産省が策定した「新たな農業経営指標」に基づく自己チェックを毎年行うこととし、その結果を6月までに市へ提出を求めている。</li> <li>・ 認定新規就農者の認定をした次の年に、農林水産省のホームページに掲載されている経営改善実践システムの様式のコピーを含め4年分の書類を就農者に送付し、報告を求めている。市では所得の変化を確認しているが、就農者本人が経営の状況を把握する意味合いが大きいと考えている。</li> <li>・ 農業経営指標に基づく自己チェック結果については、経営開始型の資金交付対象者であっても、就農状況報告とは別に提出を求めている。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月1回の定期巡回指導（関係機関と連携して実施）に代え、2月は、認定新規就農者に来所を求め、市及び普及指導センターの担当者等が、提出資料（決算書等）を基に、認定新規就農者と面談によるヒアリングを行い、農業経営状況や収支計画の達成状況を確認し、必要な指導を実施している。</li> <li>・ 農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出について、基本要綱で活用が推奨されている経営改善実践システムは、操作が複雑であると感じていることから、農業者に提出を求めておらず、決算書等で代替している。</li> <li>・ 上記取組については、経営開始型資金交付対象者を含む認定新規就農者全員に実施している。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本要綱の規定に基づき、毎年3月に、経営改善実践システムの経営改善のためのチェックリストの提出を受けている。</li> <li>・ 提出を受けた後は、経営開始型の交付対象者と異なり、現地確認は必須としていないが、個別の要望がある場合等、提出内容を踏まえ、必要に応じ指導・助言等を実施することとしている。</li> <li>・ 上記取組については、経営開始型資金交付対象者ではない認定新規就農者に対し実施しているものであり、経営開始型資金交付対象者については、就農状況報告のみで対応している。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青年等就農計画認定に関する事務取扱要領において、毎年青年等就農計画の達成状況を報告することとしている。報告期限は定めていないものの、報告対象者に時間的な余裕がある時期を聴取したところ、農閑期である6月頃がよいとの意見が多かったため、過去2年は6月30日を期限としている。報告資料は、「新たな農業経営指標に基づき作成したシート（経営データの記入フォーム及び経営改善のためのチェックリスト）及び通帳・帳簿の写しとしている。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告の内容をチェックすることよりも、提出の際に認定新規就農者と面談することで現在の状況を確認することが重要であり、また、認定新規就農者が毎年度の経営データを整理していくことに意味があると考えている。</li> <li>・ 上記取組については、経営開始型の資金交付対象者であっても、就農状況報告とは別に求めている（ただし、通帳・帳簿の写しについては、就農状況報告の際に提出するため、6月末には添付不要としている）。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青年等就農計画認定要領において、農業経営指標に基づく自己チェック結果を毎年作成し、市へ提出するよう求めている。</li> <li>・ 報告時期について、経営開始型の交付対象者は、就農状況報告の提出時期である7月に、就農状況報告に合わせて、農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出を求めている。経営開始型の交付を受けていない認定新規就農者は、年1回、7月に農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出のみを求めている。</li> <li>・ 上記の提出を受け、経営状況、所得目標の達成状況、計画の進捗状況を確認し、所得目標等が計画どおりではなかった場合、普及指導センターや農業協同組合とともに指導・助言等を実施している。</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青年等就農計画認定要領では、「認定新規就農者の経営状況の把握に努め、認定新規就農者に対する指導及び助言を必要に応じて実施する」としており、経営状況を把握する方法としては、全ての認定新規就農者（経営開始型の資金交付対象者を含む。）に対して、3月に確定申告書類の写しの提出を求めている。</li> <li>・ 確定申告書類の提出を踏まえ、全ての認定新規就農者に対し、公社が面談を実施して、経営状況などに係る指導・助言を実施している。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

認定新規就農者からの農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出及び経営開始型の就農状況報告を受けた際における市町村による新規参入者に対する指導・助言等について、調査対象とした新規参入者から、栽培管理面においては「作物の栽培について生産量が伸び悩んでいることについて相談し、新しい栽培技術の活用について助言を受けた」等、経営面においては「新たな販路の開拓について相談したところ、主作物以外の作物を取り扱っている販売先を紹介していただいたことで、新たな販路を獲得し、その結果、売上高の増加に結び付いた」、  
「決算書等を基に経営状況について助言等を受けた際、経費抑制の観点から肥料・資材等の使用割合の削減について助言を受け見直すことができた」等、その後の営農に役立っている等とする意見が聴かれている。このような市町村における就農後の支援に係る取組は、新規参入者の就農後の経営の安定についてはその定着に相当程度寄与しているものと考えられる（資料2-(3)-イ-⑤参照）。

## 【所見】

農林水産省は、新規参入者の一層の定着を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 普及指導センターにおける新規参入者への指導等について、個別の農家の経営状況等から支援の必要性を考慮し重点的な指導等の対象者を選定した上で指導等が行われるよう、都道府県に対し、必要な指導・助言等を行うこと。
- ② 認定新規就農者に求められている農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出の代替措置として、就農状況報告も含めてどのような取組が該当するのかについて、市町村に対し明確に示すこと。その上で、市町村に対し、農業経営指標に基づく自己チェック結果の提出等を通じて、経営状況等の定期的な把握及びそれに基づく必要な指導を受けられない認定新規就農者が生じないよう、指導等を行うこと。